

第 1 監査の請求

1 請求人

住所 備前市
氏名 (省 略)

2 請求年月日

平成 27 年 6 月 22 日

3 請求の内容

請求人提出の備前市職員措置請求書による請求要旨、請求理由及び措置要求は次のとおりである。

請求の要旨

備前市は平成 27 年 1 月 15 日に実施した旧アルファビゼン改修基本計画作成業務委託の入札で¥3,800,000 の支出は違法性の疑いがあり不当である。

以下、開示請求などにより取得した資料を添付し、その理由を記述する。

記

- ・平成 17 年 3 月 9 日、吉村武司氏他 3 名から議会の議決を必要としない寄付 5,550 万円を受ける。いわゆる一般寄付である。
- ・平成 17 年 6 月定例会市議会に旧アルファビゼン整備基金条例案を提案し併せて 5,550 万円を基金とする予算案も可決される。
- ・平成 20 年 12 月定例会市議会に旧アルファビゼン整備基金条例を廃止する条例案を提案し併せて 5,550 万円を取り崩す補正予算案も可決される。
- ・この基金廃止は、平成 17 年 3 月 9 日に吉村武司氏他 3 名に寄付された 5,550 万円を返還する為のものであり、その根拠は①備前市として、旧アルファビゼンを整備しない。②寄付者から返還請求があった。の 2 点である。
- ・平成 21 年 1 月 9 日、寄付者 4 名に 5,550 万円を返還
- ・平成 23 年 3 月頃から 6 月 15 日迄の間に旧アルファビゼン建物内のケーブル等 14 トン、金額約 156 万円の盗難にあい犯人逮捕に至っていない。
- ・平成 25 年 3 月の市長選挙では吉村武司氏が当選し 4 月市長就任

・平成 25 年 6 月定例会市議会で議員の質問に対する市長答弁で「寄付の返還を何回も申し出た事実は全くございません。」とあり「返還してくれと言うたような記憶は全くございません。」ともある。

・平成 27 年 5 月定例会市議会で「旧アルファビゼンを市庁舎として利用する」と発表、山陽新聞も大きく取り上げた。

以上、記述した通り備前市は、旧アルファビゼンを整備しない、寄付者から 5,550 万円の返還請求があった。との事から多額の公金を支出しており、公金支出の根拠が崩れるものであり、また、建物内のケーブル等 156 万円相当の盗難現場であり、刑事、民事共に時効内で現場保存からも旧アルファビゼンの整備は不要であり、業務委託料 ¥3,800,000 の支出は違法性の疑いがあり、不当であるので必要な措置として

①吉村武司市長は備前市に ¥3,800,000 を支払う事

②旧アルファビゼンに公金支出は認められない。との仮執行宣言を求める。

以上

(以上、請求書の資料番号等の明示文は省略し、他は原文のまま記載)

4 事実証明書

詳細は省略する。

- ・資料 1 寄附目録
- ・資料 2 起案書「旧アルファビゼン整備寄附金の採納について」
- ・資料 3 平成 17 年 6 月第 4 回定例会 議案第 36 号「備前市旧アルファビゼン整備基金条例の制定について」
- ・資料 4 平成 17 年度備前市一般会計予算書
- ・資料 5 平成 20 年 11 月第 4 回定例会会議録 会議第 5 号 平成 20 年 12 月 10 日
- ・資料 6 平成 20 年 11 月第 4 回定例会 議案第 140 号 平成 20 年度備前市一般会計補正予算（第 3 号）
- ・資料 7 支出負担行為及び支出決議書「旧アルファビゼン整備寄附金返還金」
- ・資料 8 支出負担行為及び支出決議書「旧アルファビゼン整備寄附金返還金」
- ・資料 9 支出負担行為及び支出決議書「旧アルファビゼン整備寄附金返還金」
- ・資料 10 支出負担行為及び支出決議書「旧アルファビゼン整備寄附金返還金」
- ・資料 11 平成 25 年 5 月第 3 回定例会会議録 会議第 2 号 平成 25 年 6 月 12 日
- ・資料 12 新聞記事切抜き

(資料番号は請求人が付したものである。他は事実証明書の内容を簡略に示すものとして監査人が付したものである。)

5 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 242 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件を具備しているものと認め、平成 27 年 6 月 26 日付けで受理した。

第 2 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、陳述の機会を設けたが、請求人から欠席の申し出があったため、実施しなかった。

なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

2 監査対象事項

請求の内容及び請求の要件審査の結果を総合的に判断して、次の点を監査の対象とした。

- 1) 市が旧アルファビゼンを整備しないと決定したことは事実であるか。
- 2) 1) が事実であるならば、平成 27 年 5 月定例議会での「旧アルファビゼンを市庁舎として利用する」とする市の発表、あるいは「平成 27 年 1 月 15 日に実施した旧アルファビゼン改修基本計画作成業務委託の入札」の時点で 1) の決定とは相反している。よって、定例会での発表、あるいは業務委託の入札に至る市の現況や判断理由、目的等に合理性があるか。
- 3) 旧アルファビゼン建物内で発生したケーブル等の盗難事件について、盗難現場保存の必要の有無

3 監査対象部局

まちづくり部まち整備課

4 関係人調査

自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、事前に監査対象部局であるまちづくり部まち整備課に関係書類の提出を求め、平成 27 年 7 月 15 日にまちづくり部まち整備課長ほかの関係職員から事情を聴取した。

関係人の説明は、次のとおりである。

- (1) 請求人は、旧アルファビゼンの建物内のケーブル等の盗難の時期を平成 23 年 3 月頃から平成 23 年 6 月 15 日までの間としているが、市が最後に正常な電線等の稼働を確認したのは、平成 22 年 1 月 25 日である。また、旧アルファビゼンの建物を賃貸していたが、借借人より建物の返還を受け、鍵の返還を受けたのは平成 23 年 6 月 15 日である。よって、ケーブル等の盗難時期は平成 22 年 1 月 25 日の確認後から平成 23 年 6 月 15 日の間である。
- (2) 請求人は、旧アルファビゼン改修基本計画作成業務委託について 3,800,000 円の

支出としているが、実支出額は消費税相当分を含む 4,104,000 円である。

- (3) 平成 17 年 3 月に旧アルファビゼンの整備のためにと寄附された寄附金は、平成 17 年 6 月に議会に上程、可決され設置された旧アルファビゼン整備基金に同額が積み立てられたが、平成 20 年 3 月に NPO 法人と締結した旧アルファビゼン賃貸借契約のもと、市としては旧アルファビゼンに対して整備の必要が無くなったとの判断により、平成 20 年 12 月に同基金条例を廃止する条例案と寄附金返還にかかる補正予算案が上程、可決され、平成 21 年 1 月に寄附金を寄附者に返還したものである。その後、NPO 法人は、旧アルファビゼンを利用したものの、平成 23 年には NPO 法人が解散し、同年 6 月 15 日をもって建物が市に返還され民間利用が寸断された。しかしながら、平成 18 年 3 月 28 日の旧アルファビゼン検討委員会答申「旧アルファビゼンについては、新市の将来ビジョンの方向性に沿った形での利用方法で、全て利用者負担を原則とし一棟貸しを基本に「再生利用する事業者」の公募・選定を行い再利用を試みられたい。ただし、適当な再利用計画が無い場合は、期限を定めず取り壊しもあり得ること。」に基づき、引き続き、一棟貸しで民間での活用を模索してきたが、結果は芳しくなく、よって、平成 25 年 6 月頃には、それまでの一棟貸しで民間活用との方針には一応区切りをつけ、解体は最後の手段との認識を持ちながら、平成 25 年 7 月 1 日に設置された旧アルファビゼン活用検討委員会において、公共施設での利用も検討されるに至った。平成 26 年 7 月までに、同委員会や旧アルファビゼン活用検討委員会検討部会で議論が重ねられ、図書館や市庁舎といった公共施設での利用が候補として挙がるも、その実現には詳細について調査の必要が生じたことから、当該、旧アルファビゼン改修基本計画作成業務委託を発注したものである。
- (4) 盗難現場の保存については、平成 24 年 5 月 2 日、平成 25 年 12 月 12 日の 2 回にわたり、備前警察署刑事課と協議を行い、警察には連絡の必要はあるものの、整備工事を行うことについては問題ないとの回答をもらっている。

第 3 監査の結果

1 事実関係の確認

請求の要旨及び監査対象事項に即しての主張事実について、監査の結果、次の事項を確認した。

(1) 旧アルファビゼンに対しての備前市の利用方針等の変遷について

市の旧アルファビゼンに対しての利用方針等の変遷について、監査対象部署から「旧アルファビゼンの経緯について」が提出され、当該資料を基に関係人調査を行ったところ、次の事項を確認した。については、平成 17 年の旧アルファビゼンの土地、建物を購入してから、平成 27 年 5 月の市庁舎を旧アルファビゼンへ移転するとの方針を議会全員協議会に説明をするまでの間、寄附金の採納、電線等の盗難事件、市の旧アルファビゼンに対する利用方針などについて、主要な事項について説明する。

平成 17 年 3 月 9 日 市は旧アルファビゼンを整備するため使用することを希望として 1 社 3 名より 5,550 万円の寄附金を受ける

- 平成 17 年 3 月 30 日 旧アルファビゼンの土地、建物を市が購入する
平成 17 年 6 月 旧アルファビゼン整備基金条例を上程、可決
旧アルファビゼン整備基金は、旧アルファビゼンの整備等の財
源に充てるため設置されたもので、寄附金の同額を一般会計か
ら基金に積み立てている
- 平成 18 年 3 月 28 日 旧アルファビゼン検討委員会（公募による委員、学識経験者、
関係団体等の委員 20 名で構成）答申
答申の内容は「4 関係人調査」の(3)文中を参照
- 平成 20 年 3 月 31 日 NPO 法人片上まちづくりと建物賃貸借契約締結
施設整備等は賃借人負担、建物取壊特約として、年間一定額を
賃借人が積み立てるとの契約内容である
- 平成 20 年 12 月 17 日 寄附金返還金の補正予算案可決
平成 21 年 1 月 9 日 寄附金を寄附者に返還
平成 23 年 3 月 29 日 賃借人である NPO 法人から賃貸借契約解除の申し入れがあ
る（法人の解散登記は同年 3 月 4 日）
- 平成 23 年 4 月 19 日 庁議（市の施策決定機関）において市は建物は取り壊ししな
いと決定する
- 平成 23 年 6 月 14 日 建物の明け渡しが完了したとの報告がある
平成 23 年 6 月 15 日 市の調査により電線等の盗難が判明する
平成 23 年 10 月 4 日 警察に被害届
平成 24 年 1 月 10 日 中心市街地活性化のため旧アルファビゼンを売却と賃貸の
両方で公募を行う
1 社が賃貸で応募するも、契約までには至らず
- 平成 24 年 7 月 26 日 旧アルファビゼン問題調査研究特別委員会（市議会が設置）
にコンサルタント業者に活用方法を検討してもらうことを
説明する
平成 24 年度中に売却先が決まらなければ民間事業者による地域
活性化を断念し、公共施設利用もしくは解体を検討する必要が
あると説明する
- 平成 25 年 2 月 25 日 旧アルファビゼン活用企画提案に伴うプロポーザル審査を
実施する
1 社の企画提案を採用する
- 平成 25 年 3 月 7 日 旧アルファビゼン問題調査研究特別委員会にプロポーザル
審査の結果を報告し、今後は採用者が 5 月末日までに売却先
を見つける旨を報告する
- 平成 25 年 6 月 4 日 旧アルファビゼン問題調査研究特別委員会に 5 月末までに
実施事業者が見つからなかったため今回の提案については、
一応区切りをつけることとしたことを報告する
民間活用を行わないとする決定ではなく民間活用の良い提案が

あれば検討を行うとする方針も依然としてあり、全ての利活用計画を検討し、よい計画が無い場合の最後の選択肢として解体がある

- 平成 25 年 7 月 1 日 旧アルファビゼン活用検討委員会(庁議と同じ構成)を設置
平成 25 年 7 月 23 日 第 1 回 旧アルファビゼン活用検討委員会検討部会(職員の課長・係長級で構成)
- 旧アルファビゼンを活用するとした場合、どのような施設として活用するべきかとの観点から意見収集等協議が行われる
以後、平成 26 年 5 月 30 日までの間、検討部会は 4 回の協議を行い、先進事例の視察等を行った
- 平成 26 年 3 月 7 日 旧アルファビゼン問題調査研究特別委員会に旧アルファビゼン活用検討委員会としては、公共施設として活用することを検討しており、活用案がまとまり次第、報告すると説明する
- 平成 26 年 5 月 30 日 第 6 回 旧アルファビゼン活用検討委員会検討部会
市庁舎等と図書館を中心とし、他のスペースは民間への賃借とする案と、図書館を中心とし、他のスペースは民間へ賃借とする案を検討委員会へ報告する
- 平成 26 年 7 月 1 日 第 4 回 旧アルファビゼン活用検討委員会
図書館だけの活用はもったいないとのことから市庁舎の移転を含め、公共施設再配置検討を行う政策監グループ(職員の部・次長級で構成)とともに検討することとなる
- 平成 26 年 8 月 1 日 市庁舎改修案概略設計業務委託契約締結
委託の起工理由として「現市庁舎は耐震強度が不足しており、また老朽化も進んでいることから改修が急務となっているが、耐震補強および老朽化対策を検討していくうえで他の手法との比較検討が必要となるため概略設計業務を委託する」とあり、政策監グループが現在の市庁舎を改修等する費用と、市庁舎を旧アルファビゼンに移転する費用を比較検討するためのもの
- 平成 26 年 8 月 19 日 政策監グループ報告
新庁舎の建設については、旧アルファビゼンの活用より現在地での補強・増築案が有利であるとの報告がなされる
- 平成 26 年 8 月 平成 26 年 8 月 19 日の報告を受け、市は、
・旧アルファビゼンの改修費用の見積は高額すぎるとの感があること
・旧アルファビゼンへ市庁舎が移転したとして現在の市庁舎跡地はその立地から民間での有効活用が期待できること
・市庁舎の移転は旧アルファビゼン活用の最終案ともいえ、実現ができなければ取り壊しとなると予想されるが、取り壊

すにしても、旧アルファビゼンの基礎は大きく、撤去については難易度が高いことから旧アルファビゼンの跡地利用は困難となるとの予想

等から判断し、まずは、安価な費用で改修可能かどうかを委託料を計上し調査することとする

平成 26 年 9 月

旧アルファビゼン改修基本計画作成業務発注のため既存の委託料予算の追加を補正予算計上

平成 26 年 1 月

旧アルファビゼン改修基本計画作成業務委託契約締結

平成 26 年 12 月 17 日 条件付一般競争入札の告示

平成 27 年 1 月 15 日 入札執行 業者落札

平成 27 年 1 月 26 日 委託契約締結

契約金額 4,104,000 円 (税込)

平成 27 年 3 月 31 日 委託期間変更 (延長) 契約締結

平成 27 年 4 月 30 日 委託業務完了、成果品受領

平成 27 年 5 月 7 日 (完了) 検査報告

平成 27 年 6 月 5 日 委託料支払

平成 27 年 5 月 13 日

庁議にて最終方針を確認

庁議において、旧アルファビゼン改修基本計画作成業務委託の結果、市庁舎移転が 10 億円程度で可能と提示されたため、これに基づき、旧アルファビゼンへの市庁舎移転を進めることを執行部の方針決定として確認する

平成 27 年 5 月 26 日

旧アルファビゼン改修基本計画作成業務委託の成果として、10 億円程度で市庁舎を旧アルファビゼンへ移転することが可能との結果と同業務で作成された市庁舎機能の配置案を資料として、議会全員協議会及び自治会連絡協議会役員会に説明する

※平成 20 年 3 月 31 日に締結した建物賃貸借契約の内容については、平成 26 年 1 月 9 日付け、備前市職員措置請求書において提起された住民監査請求の事実証明書として提出されたものを流用し、監査資料とした。

(2) 平成 18 年 3 月 28 日の旧アルファビゼン検討委員会答申について

旧アルファビゼンの活用方針としては、平成 18 年 3 月 28 日の旧アルファビゼン検討委員会答申の「全て利用者負担を原則とし一棟貸しを基本」として「再生利用する事業者」を「公募・選定」することがまず、第一の方針としてあることが認められた。答申が出されて以降、平成 25 年 6 月 4 日の旧アルファビゼン問題調査研究特別委員会に対して行われた報告の頃まで、民間事業者による旧アルファビゼンの活用が検討されており、現に賃貸借契約を締結し、民間事業者が活用していた時期も認められた。

(3) 寄附金返還と備前市が旧アルファビゼンの建物について整備しないとした理由に

ついて

当該寄附金とは、事実証明書の資料5「平成20年11月第4回定例会会議録 会議第5号 平成20年12月10日」の市長答弁にあるように、平成17年3月9日に1社3名の寄附者から市に寄附された寄附金を、寄附のあった翌年度に、旧アルファビゼン整備のために設立された旧アルファビゼン整備基金に、寄附者の意思を尊重し寄附金額と同額を積み立てたものである。その後、旧アルファビゼン整備基金が廃止され、そこに積み立てられていた寄附金額が寄附者に返還されたものである（資料5及び資料6「平成20年11月第4回定例会 議案第140号 平成20年度備前市一般会計補正予算（第3号）」）。

旧アルファビゼン整備基金が廃止された理由については、平成20年3月31日に締結された建物賃貸借契約は、旧アルファビゼンの建物全部を市よりNPO法人が借り受け、全て賃借人の負担と責任により改修、運営が行われること、また、建物を解体撤去するための費用を毎年、賃借人が積み立てることを約したものであり、当該内容で建物賃貸借契約が締結されたことにより、市は旧アルファビゼンに対しては今後、市としては市費を投入しての整備等の必要がない、と判断したものと認められた。

ここで、寄附者が寄附金を返還することを要望したかどうかについてであるが、市が旧アルファビゼンについて市費を投入して整備を行わないとの判断や決定をしたにもかかわらず、旧アルファビゼン改修基本計画作成業務委託料として公金を支出していることが違法や不当であると請求人は主張しているものであり、旧アルファビゼン整備基金が廃止された理由について監査を行うことが、必要不可欠なものであると判断し、寄附金を返還したこと、また、寄附者が寄附金を返還することを要望したかどうかについては、今回、監査の対象としていないことを申し添える。

(4) 寄附金返還後の備前市の旧アルファビゼンに対する判断の遷移について

(3) で述べた建物賃貸借契約については、賃借人から建物の返還を受け、鍵の返還を受けた平成23年6月15日まで続いたものの、そこで民間事業者での活用は途絶えたが、その後も、(2) でも述べたとおり、平成25年6月4日の旧アルファビゼン問題調査研究特別委員会に対して行われた報告の頃まで、民間事業者による旧アルファビゼンの利活用が継続して検討されている。これは、関係人からの説明にもあるように、平成18年3月28日の旧アルファビゼン検討委員会答申に基づき、民間事業者による利活用を第一の方針とし、旧アルファビゼンの活用を検討することが、市の判断であったことが推察される。

平成25年6月4日の旧アルファビゼン問題調査研究特別委員会への報告後は、図書館などの公共施設と民間企業との共同での活用が検討され始めるが、これは、それまで継続して民間事業者での利活用を模索していたが事業者がなかったことから、それまでの民間事業者による利活用に区切りをつけ、公共施設での活用も検討するに至ったことが関係人の説明にあるが、その方針転換の理由は、合理的なものと認められる。

最終的に、市庁舎の移転、活用の案が検討されるに至り、市庁舎移転、整備の実

現性を計るため、市庁舎として具備しなければならない施設等を提示することにより、必要となる整備費用を算出することを目的に旧アルファビゼン改修基本計画作成業務委託が実施され、その結果から市庁舎移転、整備の方針決定がなされ、平成27年5月の議会全員協議会及び自治会連絡協議会役員会で説明がなされたものである。

民間事業者による利活用を模索してきたことは、市が旧アルファビゼンに対しての公金支出の抑制を目的としてきたものと推察されるが、最終的な活用手段として市庁舎移転を検討するにあたり、移転、整備費用の多寡を判断根拠とすることには合理的な理由が存するものと認められる。

このように、市の旧アルファビゼンに対する整備や活用の方針転換は、合理的な判断に基づきなされているものと認められた。

(5) 盗難現場保存の必要性の有無について

関係人からの説明では、盗難現場の保存については、平成24年5月2日、平成25年12月12日の2回にわたり、備前警察署刑事課と協議を行い、警察には連絡の必要はあるものの、整備工事を行うことについては問題ないとの回答をもらっているとのことであり、協議の記録を確認したところ事実であると認める。

※警察との協議記録については、平成26年1月9日付け、備前市職員措置請求書において提起された住民監査請求において監査対象部署より提出された資料を流用し、監査資料とした。

2 判 断

以上の事実確認ができた事項を基に、請求人の主張する要旨について判断を行う。

(1) 備前市が旧アルファビゼンを整備しないとした判断の遷移について

1 事実関係の確認 (3) で述べたとおり旧アルファビゼン整備基金を廃止とした理由については、請求人が主張するとおり、市は旧アルファビゼンに対して、市が市費を投入して整備等を行う必要がなくなり、よって、旧アルファビゼン整備基金の存続理由がないとし、廃止に至ったものである。

しかしながら、市費を投入して整備を行う必要がないと判断する根拠となった建物賃貸借契約は、平成23年6月15日に終了となり、その後は、1 事実関係の確認 (4) で述べたとおり、建物賃貸借契約が終了した後も、市は、平成18年3月28日の旧アルファビゼン検討委員会答申に基づき、民間事業者による活用を継続して模索していたが、結果は芳しくなく、最終的に市庁舎移転、整備との公共施設での利用を検討するに至った経緯についても不当とは言えず、旧アルファビゼン改修基本計画作成業務委託により市庁舎移転、整備費用の調査を行うことも合理的なものであると判断する。

(2) 盗難現場保存の必要性の存否について

備前警察署と協議がなされ、建物の整備については問題ないとの回答があったことから、旧アルファビゼンを整備等することについては違法、不当とは言えない。

第4 結 論

以上のことから、監査委員の合議により、本件請求にかかる請求人の主張には理由がなく、よってこれを棄却する。